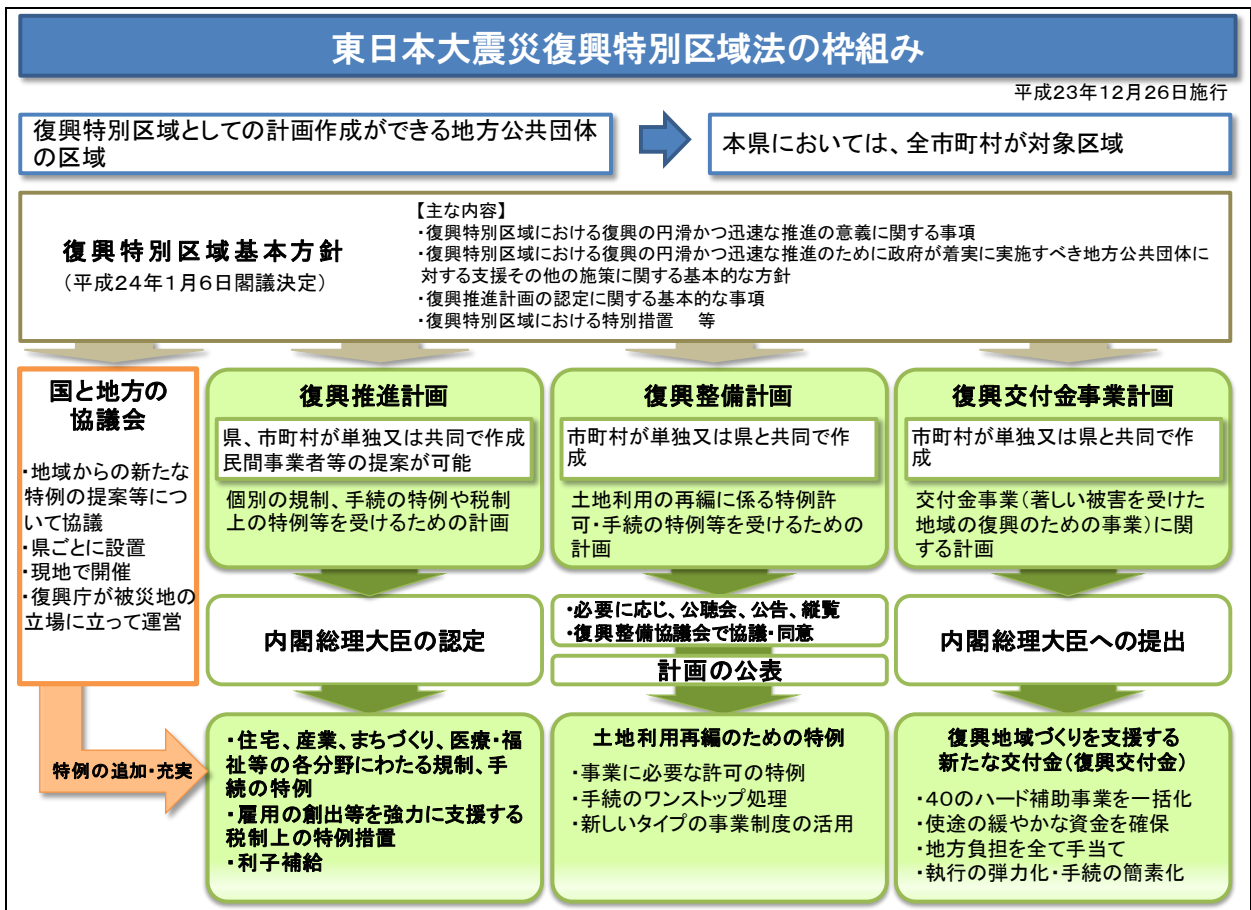


# 東日本大震災復興特別区域法—制度概要及び本県の取組—

## 1 制度概要

- 平成 23 年 12 月 26 日  
東日本大震災復興特別区域法（以下「法」という。）施行
- 平成 24 年 1 月 6 日  
法第 3 条に基づく「復興特別区域基本方針」閣議決定
- 法に規定された 3 つの計画は、必要に応じて作成し、認定等を受けることにより法に基づく特例措置等の活用が可能となるもの。

図 1：法の枠組みイメージ



【3つの計画の概要】

計画区分	計画の趣旨	作成主体
<b>復興推進計画</b>	<p>個別の<b>規制・手続の特例</b>や<b>税制上の特例</b>を受けるための計画</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>法に定められた特例措置の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築基準法における用途制限に係る特例</li> <li>・ 公営住宅等の整備に係る入居者資格要件の緩和</li> <li>・ 食料供給等施設の整備について、農地転用許可や林地開発許可に係る手続の一元化及び優良農地での整備を可能とする特例</li> <li>・ 被災地における医療機関・介護施設等に係る基準等の特例</li> <li>・ 復興産業集積区域における新規立地促進税制</li> <li>・ 復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅の特別償却・税額控除</li> </ul> </div>	<p>特定地方公共団体<sup>※1</sup>が<b>単独</b>又は<b>共同</b></p>
<b>復興整備計画</b>	<p><b>土地利用の再編等</b>による復興整備事業を迅速に行うための<b>特例許可、手続のワンストップ化、新たな事業制度の活用等の特例</b>を受けるための計画</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア) 土地利用再編等における特例許可の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市街化調整区域における開発許可基準の緩和</li> <li>・ 農地転用手続きの緩和</li> </ul> <p>イ) 手続のワンストップ化</p> <p>復興整備協議会での協議を経た場合は、都市計画法の開発許可、農地法の農地転用許可、保安林の開発許可等事業に必要な複数の許可手続きをワンストップで処理</p> <p>ウ) 新たな事業制度の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宅地・農地一体整備事業の創設</li> <li>・ 防災集団移転促進事業の拡充</li> </ul> </div>	<p>特定地方公共団体の<b>市町村</b>が<b>単独</b>又は<b>都道県と共同</b><sup>※2</sup></p>
<b>復興交付金事業計画</b>	<p>著しい被害を受けた地域の<b>復興に必要な交付金</b>に関する事業計画</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>東日本大震災復興交付金</p> <p>ア) 基幹事業</p> <p>被災地方公共団体の復興地域づくりに必要なハード事業を幅広く一括化（5省40事業）</p> <p>イ) 効果促進事業（基幹事業に関連して自主的かつ主体的に実施する事業）</p> <p>用途の自由度の高い資金により、ハード・ソフト事業ニーズに対応</p> </div>	<p>特定地方公共団体の<b>市町村</b>が<b>単独</b>又は<b>都道県と共同</b><sup>※2</sup></p>

※1 特定地方公共団体とは、東日本大震災に際し、災害救助法が適用された市町村等を全部又は一部の区域とする地方公共団体を指す。

本県は、県内33市町村全て及び県が特定地方公共団体であること。

※2 県は、単独で計画を作成できないこと。

## 2 本県における復興特区制度の活用の考え方

### (1) 復興特区プロジェクト・チームの設置

#### ① 設置目的

東日本大震災津波からの迅速な復興に資するため、**関係市町村との十分な調整の下、法に基づく計画を迅速に策定し実行**することを目的とする。

#### ② 設置日及び設置期間

- 設置日 平成 23 年 12 月 26 日
- 設置期間 平成 23 年 12 月 26 日～平成 24 年 3 月 31 日

#### ③ 所掌事務

- ア) 法に基づき県が策定する復興推進計画、復興整備計画及び復興交付金事業計画（市町村と共同して策定するものを含む。以下「復興計画」という。）の策定に関すること。
- イ) 復興計画の国への認定申請等に関すること。
- ウ) 復興計画の実行に関する庁内調整に関すること。
- エ) その他特に命じられた事項に関すること。

#### ④ チームの構成

総務部、政策地域部、環境生活部、保健福祉部、商工労働観光部、農林水産部、県土整備部、復興局の職員から構成する計 16 名体制

表 1：復興特区プロジェクト・チームの構成

部 局	構成員数	備 考
総 務 部	1 名	
政 策 地 域 部	2 名	
環 境 生 活 部	1 名	
保 健 福 祉 部	1 名	
商工労働観光部	1 名	
農 林 水 産 部	1 名	
県 土 整 備 部	1 名	
復 興 局	8 名	構成員数には、班長及び副班長各 1 名を含む。

(2) 3つの計画の取組概要

① 復興推進計画（詳細説明：項目3）

法に規定された規制・手続の特例、税・金融上の特例措置の早期活用を図る復興推進計画の作成に向け、復興特区プロジェクト・チームの下に「まちづくり」「産業再生」「再生可能エネルギー」「保健・医療・福祉」の4つの検討部会を設置し、市町村のニーズを把握しながら計画に盛り込む内容を検討

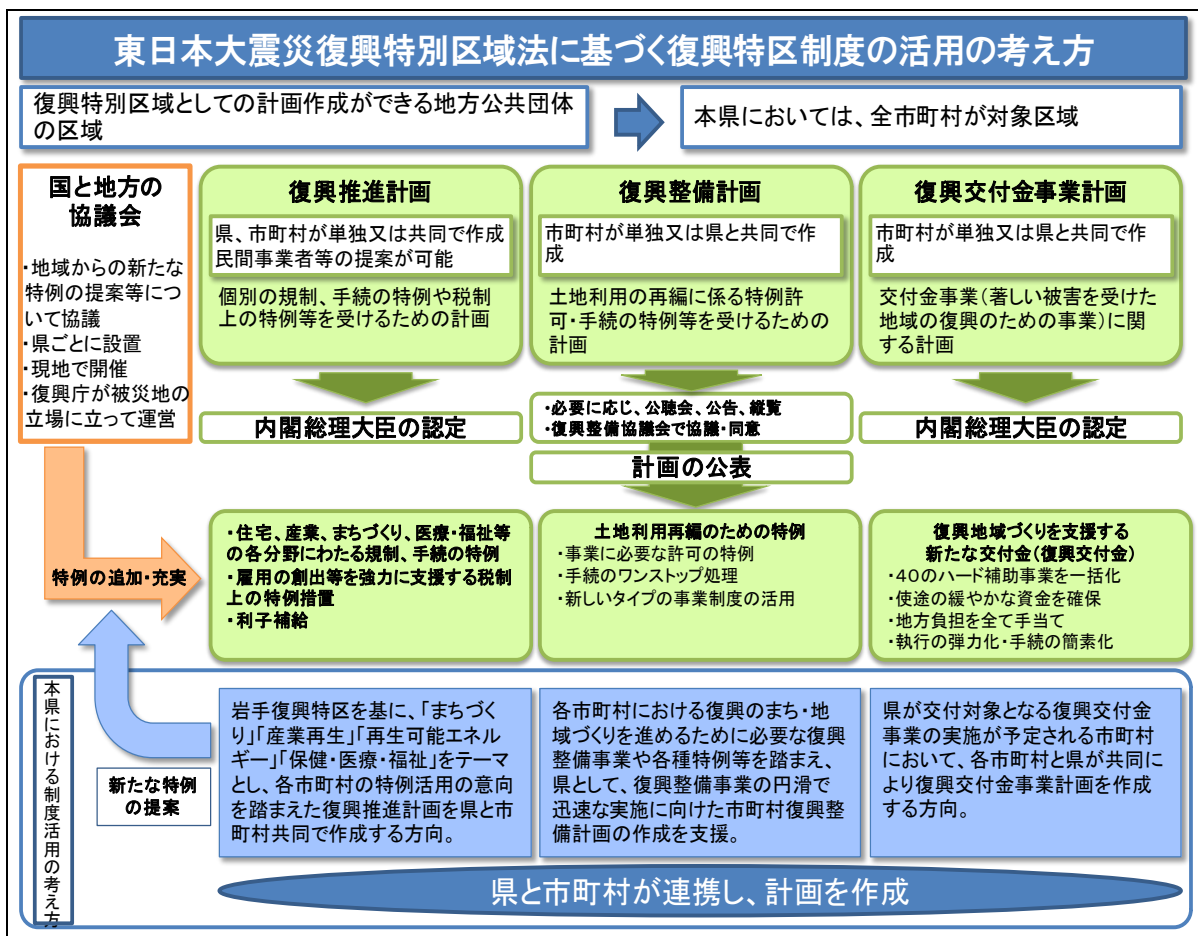
② 復興整備計画（詳細説明：項目4）

- 市町村で行っている復興整備事業の対象事業の選定や各種特例の検討結果を踏まえ、復興整備計画の作成を予定する市町村を支援
- 適用しようとする特例内容に応じ、県関係課・国の関係機関との調整や、復興整備協議会の開催・運営するなど市町村を支援

③ 復興交付金事業計画（詳細説明：項目5）

県が交付対象となる復興交付金事業の実施が予定される市町村について、市町村と県との共同計画を作成するため、県事業の整理や対象市町村との調整等を実施

図2：3つの計画の取組イメージ



### 3 復興推進計画の取組状況

#### (1) 認定を目指すテーマ

区分	目的	計画に盛り込む特例措置（予定）	申請時期（予定）
まちづくり	①被災者の住宅の確保	①復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅の特別償却・税額控除  ②住宅の確保に関する規制・手続の特例 ア) 公営住宅の入居資格要件の特例措置の延長 イ) 公営住宅入居者等への譲渡処分要件の緩和 ・耐用年数の1/4→1/6 ・譲渡対価を地域住宅計画に基づく事業に充てることを可能とする ウ) 公営住宅の用途廃止等に関する手続の簡素化	【目標】24年度早期 ※市町村の具体的な土地利用計画を踏まえて、復興居住区域を設定  【目標】24年度 ※1 市町村の具体的な土地利用計画や災害公営住宅の整備計画等を踏まえて申請を行う必要がある。 ※2 ※1により、必要な特例を適時に活用できるように市町村の状況に応じて申請を行う。
	②復興まちづくりの推進	①復興建築物の建設に係る規制・手続の特例 ア) 建築基準法における用途規制の緩和 イ) 特別用途地区における建築物整備に係る手続の簡素化 ウ) 応急仮設建築物の存続期間の延長 ②まちづくりと一体となった公共交通機関の整備 ア) バス路線の新設・変更等に係る手続の特例 イ) 鉄道ルートの変更に係る手続の特例	【目標】 ①の特例：未定 ※市町村の土地利用方針等による影響を勘案し、特例を必要とする市町村の状況を踏まえて認定申請時期を検討 ②の特例：必要に応じて申請 ※特例を必要とする市町村の状況を踏まえて、認定申請時期を検討
産業再生	①産業の集積等による雇用機会の確保・創出及び地域特性を生かした産業の振興	①復興産業集積区域における税制の特例 ア) 被災地の雇用機会の確保のための税制上の特例措置 イ) 地方税の課税免除又は不均一課税を行った地方団体に対する減収額補てん ②医療機器製造販売等に係る特別措置 ③復興特区支援利子補給金 ・事業に必要な資金の融資に対する利子補給	特例措置欄記載①及び②について 平成24年2月6日認定申請  特例措置欄記載③について 具体的事案を踏まえて、利子補給を実施する金融機関を構成員とした協議会を設立→現在申請中の推進計画の変更申請
	②工場等早期再建・新規立地の促進	①工場立地に関する規制・手続の特例 ア) 建築基準法における用途規制の緩和 イ) 特別用途地区における建築物整備に係る手続の簡素化 ウ) 応急仮設物の存続期間の延長 エ) 食料供給基地の実現に資する食料供給等施設整備に係る特例 ・優良農地であっても転用を許可 ・農地転用、林地開発許可の手続のワンストップ化	【目標】必要に応じて申請 ※1 特例を必要とする市町村の状況を踏まえて、認定申請時期を検討 ※2 特例①ウ)については、現状の存続期間2年3か月

区分	目的	計画に盛り込む特例措置（予定）	申請時期（予定）
再生可能エネルギー	①再生可能エネルギーの導入促進	①太陽光、風力、地熱等県内に豊富にある多様な再生可能エネルギー資源の活用に向け、必要となる特例措置を検討	【目標】 ① <b>地域協議会設置</b> ↓ <b>平成 24 年 3 月 15 日</b> ② 国と地方の協議会 ↓ 平成 24 年 4 月～5 月 ③ 認定申請 ②による協議が整い次第
保健・医療・福祉	①保健、医療及び福祉サービス提供体制の再構築	①被災地の医療・介護サービス確保のための特例措置 ②被災地の薬局や介護施設等の早期復旧のための特例措置	平成 24 年 1 月 31 日認定申請 <b>平成 24 年 2 月 9 日認定</b>
		①保健・医療・福祉サービス提供体制の再構築を迅速かつ効率的に進めるために必要となる特例措置を検討	【目標】 <b>必要に応じて申請</b> ※市町村及び事業者等のニーズを踏まえて検討
確定拠出年金法の特例	①被災者の生活再建及びなりの再生に向けた確定拠出年金の脱退一時金の活用	①確定拠出年金制度からの中途脱退要件の緩和	【目標】 <b>3 月～4 月</b>

※1 網掛け項目については、認定申請済み。

申請概要については、「(2) 既に認定申請を行った復興推進計画」に記載。

※2 地域の復興に向けた取組状況に応じて、本表記載内容について変更が生ずる場合があること。

## (2) 既に認定申請を行った復興推進計画

### ① 保健・医療・福祉

ア) 認定申請書提出 平成 24 年 1 月 31 日

イ) 認定日 平成 24 年 2 月 9 日

#### 保健・医療・福祉復興推進計画の概要

##### (1) 復興計画作成主体

岩手県

##### (2) 目標

東日本大震災津波による本県の医療及び福祉サービス提供体制への被害、地域医療の再生、高齢化の進展の状況を鑑み、本県の被災地の復興のために**住民の生活に必要不可欠な保健、医療及び福祉サービス体制の再構築**を迅速かつ効率的に進めて行く。

また、**医療及び福祉サービスの本格的な再開**が、まちに**住民が戻ってくる「呼び水」**となり、被災地の**新たなまちづくりや産業振興に寄与**する。

##### 【目標を達成するために推進する取組の内容】

###### ① 被災地医療の確保

沿岸被災地の住民が必要な医療を受けられるよう、内陸部等の病院による患者の受入れや医師確保が困難な病院の運営を支援する。

###### ② 被災地住民の健康維持

沿岸被災地の医療提供体制の復旧を図るとともに、住民のセルフメディケーション（自己治療）を支えるため、沿岸被災地における薬局及び一般用医薬品を販売する店舗の整備を推進する。

###### ③ 被災地の介護・福祉サービスの確保

沿岸被災地における高齢者等の要援護者が安心して生活できるよう、指定訪問リハビリテーション事業所、介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業所における介護・福祉サービスの継続を支援するとともに、当該施設の新たな整備を推進する。

##### (3) 目標を達成するために行う事業

事業名	特例措置の概要	実施区域（計画で定める区域）
地域医療確保事業	医療機関に対する <b>医療従事者の配置基準</b> の特例	岩手県全域
薬局等整備事業	薬局等整備に対する <b>構造設備基準</b> の特例	沿岸 12 市町村
訪問リハビリテーション事業所整備推進事業	指定訪問リハビリテーション事業所等の <b>開設者要件</b> の緩和	沿岸 12 市町村
介護予防訪問リハビリテーション事業所整備推進事業		
介護老人福祉施設等整備推進事業	介護老人福祉施設等の <b>医師の配置基準</b> の緩和	沿岸 12 市町村
介護老人保健施設整備推進事業		

##### ウ) 特例措置の適用基準

「岩手県保健・医療・福祉復興推進計画に基づく復興推進事業の運用ガイドダンス」の公表（平成 24 年 2 月 29 日）

##### エ) 今後の予定

地域状況を踏まえて、新たな特例措置等の検討を行い、認定計画内容の変更や特例の追加など計画の充実を図る。

② 産業再生

ア) 認定申請書提出 平成 24 年 2 月 6 日  
 イ) 認定日 復興庁において計画内容審査中

**岩手県産業再生復興推進計画の概要**

1 計画の特徴

産業の集積等による雇用機会の確保・創出を図るとともに、地域の特性を生かした産業を振興することにより、被災地域の経済の活性化を図ることを目的として、復興特区法第 3 章第 2 節に規定する産業集積に係る税制上の特例措置等を有効に活用するために計画したもの。

【主な特例措置】

- (1) 被災地の雇用創出を促進するための税制上の特例措置
- (2) 地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置
- (3) 医療機器製造販売業等に係る特例措置

2 計画作成主体

岩手県（市町村の意見を聴取した上で、県が計画を作成し認定申請を行うもの）

3 計画の概要

(1) 計画地域の設定

地域区分	左記の定義	地域設定の概要
復興産業集積区域	復興推進計画の目標を達成するために産業集積の形成及び活性化の取組を推進すべき区域	産業集積に適した区域であって、次のいずれかに該当すること。 ①雇用等被害地域と <b>日常的に取引関係</b> がある又は見込まれる企業・産業が集積しており、 <b>雇用等被害地域の産業の活性化に寄与</b> する区域 ②雇用等被害地域から <b>通勤可能な距離</b> にあり、東日本大震災による <b>離職者の雇用</b> に寄与する区域
うち雇用等被害地域	東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域	沿岸 12 市町村
		計 33 市町村 229 区域 ※

※ 復興産業集積区域数等については、今後、認定までの間に修正となる可能性がある。

(2) 産業集積を目指す対象業種（主な業種）

- ・ 食産業・水産加工業
- ・ 観光関連産業
- ・ 木材関連産業
- ・ 自動車関連産業
- ・ 半導体関連産業
- ・ 医療機器関連産業

※ 主要関連業種も集積の形成及び活性化を目指す業種として設定。

ウ) 今後の予定

- 早期認定に向け、復興庁の助言の下、必要な調整を図る。
- 認定後には、認定計画内容の変更や特例の追加など計画の充実を図る。



#### 4 復興整備計画の取組状況

##### (1) 復興整備計画策定予定市町村

- ・ **沿岸 12 市町村中**、洋野町、普代村、田野畑村を除く **9 市町村が作成予定**。

(H24.3.19 現在)

- ・ 計画作成においては、市町村の負担軽減と県との許認可等に関する協議を円滑に行うため、県との共同作成で行うこととする。
- ・ 洋野町、普代村、田野畑村については、復興整備事業の実施に当たり、土地利用基本計画の変更や許認可等に関する手続きが多くないなどの理由で、現時点で計画の作成は行わない予定。

##### (2) 復興整備協議会の設立等

###### ① 復興整備協議会の設立

- ・ 復興整備計画を実行あるものとして作成・実施していくため、幅広い意見を集約し計画に反映するとともに、複数の個別法の手続きをワンストップで処理するため復興整備協議会を組織する。

###### ② 復興整備協議会の合同設立会議の開催

- ・ 復興整備計画作成予定の **9 市町村**において、**合同で協議会を設立**する。

〔日時〕平成 24 年 3 月 29 日（木） 13 : 00～

〔場所〕岩手県水産会館大会議室

###### ③ 復興整備協議会の開催

- ・ 復興整備計画は、復興整備事業の事業プロセスの成熟度に応じて、随時、適用しようとする特例措置に応じた手続きを経て記載事項を追加できるとされており、必要な特例措置を柔軟に組み合わせて適用することが可能で、復興整備事業の円滑・迅速な実施につなげていくことが可能となる制度である。

- ・ **野田村、山田町、大船渡市及び陸前高田市の 4 市町村**は、復興整備事業の事業計画や設計といった詳細が固まらない段階ではあるが、実施主体、事業区域、事業予定期間等について、住民の方々の意向を反映した構想が固まった事業について、事業計画の確定や事業の委託等行うための特例を受けるため、**復興整備協議会を開催**し、必要な協議を行ったうえで計画の作成を行う。

〔日時〕平成 24 年 3 月 29 日（木） 14 : 00～

〔場所〕岩手県水産会館大会議室

##### (3) 今後の予定

- ・ 復興整備協議会での協議を踏まえ、**4 市町村**については、**復興整備計画の作成・公表**を行う。
- ・ **その他市町村**においても、復興整備事業の事業プロセスの成熟度に応じて、**復興整備協議会を随時開催**し、**復興整備計画の作成**を行う。
- ・ **県としては**、復興整備協議会の開催を市町村の意向を踏まえ**定期的な合同開催**を行うとともに、**復興整備事業の円滑かつ迅速な実施につなげるよう適時開催**を含め、**市町村を支援**する。

- また、復興整備計画の共同作成者として許認可等に関する協議を円滑に進めるとともに国の関係機関との調整を引き続き行う。

**復興整備計画の作成について**（「復興整備計画 作成マニュアル」平成24年1月から抜粋・加工）

復興整備事業は、復興に向けたまちづくり・地域づくりのための事業であり、地域の住民の方々の意向を反映しながら、構想から実施に至るプロセスを順次進めていくことが重要です。このため、復興整備計画は、復興整備事業の事業プロセスの成熟度に応じて、随時、適用しようとする特例措置に応じた手続を経て記載事項を追加できることとしており、必要な特例措置を柔軟に組み合わせて適用することで、復興整備事業の円滑・迅速な実施につなげていくことをその狙いとしています。

関係手続	住民合意形成	復興整備協議会を組織し、協議会協議 OR 復興整備協議会を組織せず、個別に協議・同意	協議・同意（復興整備協議会が組織されている場合においても別途必要とされているもの）	受けようとする特例の内容
復興整備計画検討状況				
計画作成前	×（不要）	×（不要）	×（不要）	A ・法第65条：復興整備計画のための土地の立入り等 ・法第66条：復興整備計画のための障害物の伐除及び土地の試掘等
計画【構想】確定 （実施主体、実施区域、実施予定期間等について、住民の意向を反映したものととして構想が固まった段階） ↓ 復興整備計画作成 ・復興整備事業（上記構想段階） ・受けようとする特例（B）	○（必要）	×（不要）※1	×（不要）	B ・法第64条：届出対象区域における建築等の届出等 ・法第67条：復興整備事業のための土地の立入り等 ・法第68条：復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等 ・法第72条：環境影響評価法の特例 ・法第73条：不動産登記法の特例 ・法第74条：独立行政法人都市再生機構法の特例 ※2
計画【詳細】確定 （適用しようとする特例措置に応じて、復興整備協議会の会議における協議、許認可権者の同意、公告・縦覧等の手続を経た段階） ↓ 復興整備計画作成 ・復興整備事業（詳細） ・受けようとする特例（C） （またはB+C）	○（必要）	○（必要）	○（必要）	C ・法第48条：土地利用基本計画の変更等に関する特例 ・法第49条・第50条：復興整備事業に係る許認可等の特例 ・法第52条：土地改良事業の特例 ・法第53条：集団移転促進事業の特例 ・法第54条：住宅地区改良事業の特例 ・法第55条：漁港漁場整備事業の特例 ・法第56条：地籍調査事業の特例 ・法第76条：津波防災地域づくりに関する法律の特例
	○（必要）	×（不要）	×（不要）	

※1 既に復興整備協議会が設置されている場合には、「○（必要）」

※2 独立行政法人都市再生機構へ業務委託をするために復興整備計画の作成が必須ということではなく、同機構への業務委託が集中することが想定されることから、現行の独立行政法人都市再生機構法の規定にかかわらず業務委託をすることができるようにしたものであるとのこと。（H24.2.6：国土交通省都市局まちづくり推進課からの回答）

※3 その他、復興整備計画の作成については、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずること、作成した場合の公表等、復興特区法に規定する所要の手続が必要となる。

## 5 復興交付金事業計画の提出状況

### (1) 第1回事業計画の状況（1月31日提出）

#### ① 計画額

（単位：百万円）

区分	計画事業費（平成23年度～27年度）		
		うちH23・24年度計画事業費	
			うち、国費相当額
共同計画※	543,752	99,953	81,122
一関市（市単独計画）	242	242	163
計	543,994	100,195	81,286

（注1）※印については、県と沿岸12市町村（宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、洋野町）それぞれが共同で計画を作成。

（注2）百万円未満は切り捨てるため、合計と一致しない場合がある。

#### ② 交付可能額通知（3月2日復興庁通知）

（単位：百万円）

区分	計画事業費 (H23～27年度)	交付対象 事業費 (H23～25年度)	うち国費相当額			
			左記のうち			
			H23・24年度	H25年度		
共同計画	543,752	95,545	79,581	60,877	18,703	
上記のうち市町村別の状況	宮古市	110,899	13,488	11,013	7,693	3,320
	大船渡市	113,170	9,867	8,485	5,969	2,515
	久慈市	16,991	1,423	995	995	0
	陸前高田市	57,585	13,797	11,520	8,954	2,566
	釜石市	101,072	17,572	14,853	13,037	1,816
	大槌町	45,325	12,687	10,800	7,178	3,622
	山田町	34,569	7,926	6,816	4,401	2,415
	岩泉町	9,217	2,963	2,342	1,905	437
	田野畑村	26,595	9,238	7,539	6,268	1,270
	普代村	2,444	1,306	924	924	0
	野田村	22,161	4,017	3,340	2,601	739
	洋野町	3,718	1,256	948	948	0
一関市	242	242	182	182	0	
計	543,994	95,787	79,763	61,060	18,703	

（注1）第1回配分対象となった事業に対応する額のみを掲載。

（注2）百万円未満は切り捨てるため、合計と一致しない場合がある。

#### ○ 国における交付可能額の算定

内閣総理大臣が交付担当大臣と協議し、必要性、効率性、事業実施の確実性及び進捗状況等を勘案して交付可能額を通知。

##### 【算定のポイント】

- ・ 防災集団移転促進事業、災害公営住宅整備事業等速やかな対応が必要な事業を中心に採択。

- ・ 道路整備等、著しい被害を受けた地域のまちづくりとの関連性や別途の制度との関係等の整理が必要な事業については、第一次交付可能額通知から除かれている。
- ・ また、大規模防災拠点基地や面的整備事業のうち熟度が低いもの等については、緊急性・必要性を更に精査する必要があることから、第一次交付可能額通知から除かれている。

(2) 第2回事業計画の提出に向けた今後の対応等

① 提出時期の設定

国の提出時期は、一定期間ごとに定められる見込みであり、**第2回事業計画の提出は3月30日**。

② 今後の対応等

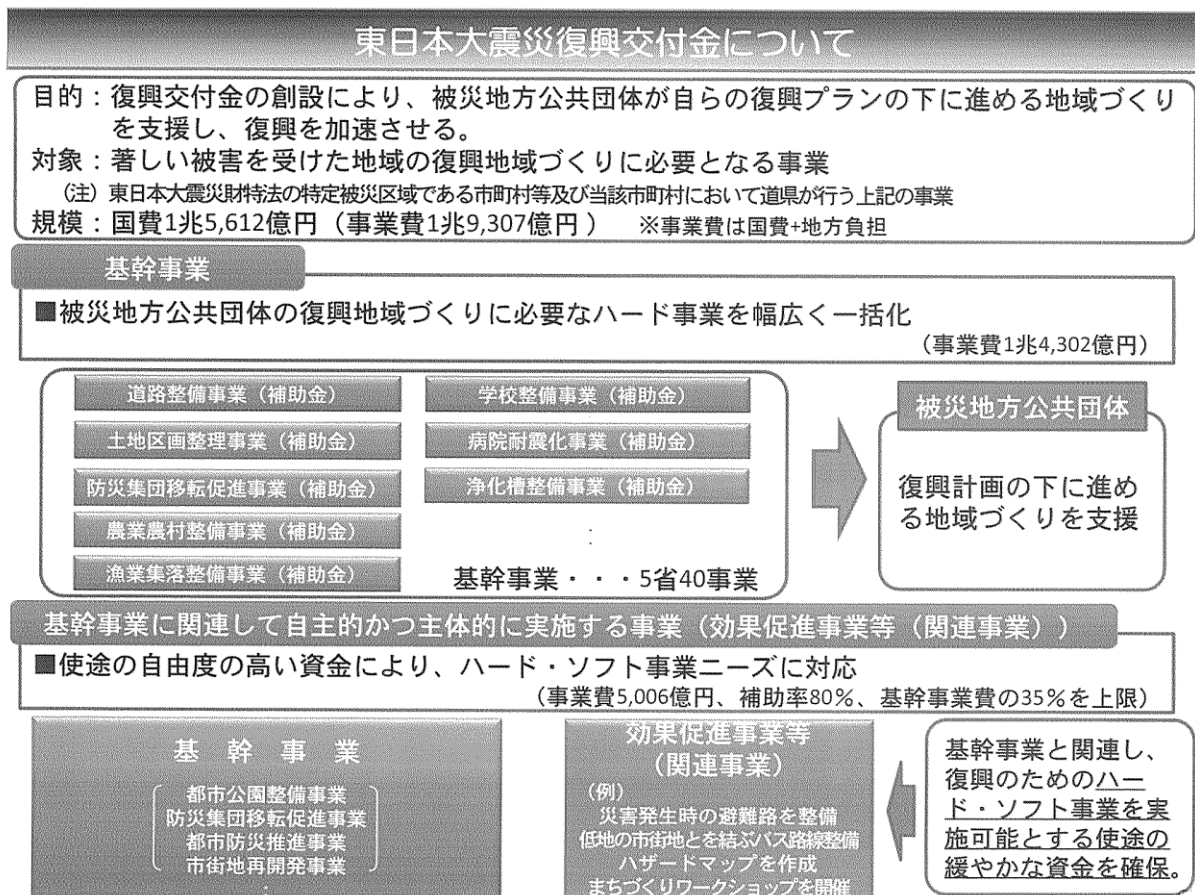
第1回交付可能額通知で配分が見送られた事業については、内容を分析し、事業の熟度を高めながら、採択に向けて調整を進める。

また、関係市町村と十分に調整を図りながら、復興に必要となる事業を適時追加していく予定。

なお、事業計画を提出していない市町村についても、必要に応じて適時事業計画を作成のうえ申請。

図3 復興交付金制度の概要

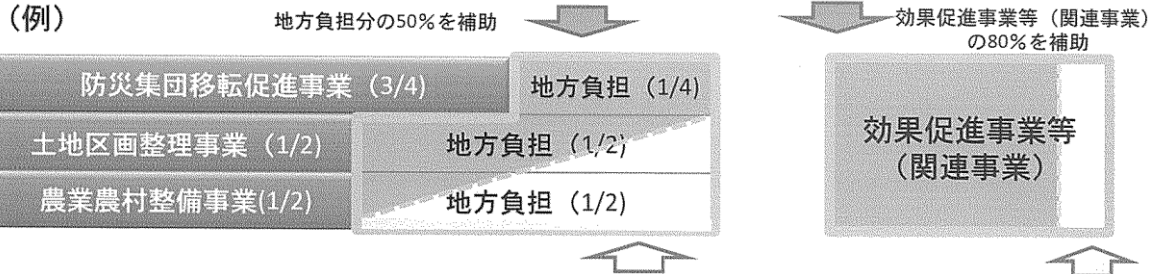
(出典：「東日本大震災復興特別区域法資料」復興庁 2012年2月作成)



## 地方負担の軽減

■地方負担については、①追加的な国庫補助、及び②地方交付税の加算、により全て手当

①追加的な国庫補助：地方負担分の50%及び効果促進事業等（関連事業）の80%を国庫補助



②地方交付税の加算：なお生じる地方負担は地方交付税の加算により確実に手当て（その財源は3次補正で全額措置）

## ■執行の弾力化・手続の簡素化

- ワンストップ化 市町村の復興計画全体（関連する県事業を含む）をパッケージで国に提出。
- 執行上の弾力化等 事業間流用や年度間調整（検討中）、交付・繰越・変更等に係る諸手続の簡素化

復興庁で予算を一括計上し、市町村が提出する計画に基づいて配分。各府省と協力して事業実施。

## 基幹事業における対象事業（5省40事業）

※本リストは3次補正予算における対象事業であり、復興期間全体を通した場合には、内容が変更となる可能性がある。

番号	事業名	番号	事業名
<b>文部科学省</b>			
1	公立学校施設整備費国庫負担事業（公立小中学校等の新増築・統合）	18	道路事業（高台移転等に伴う道路整備（区画整理））
2	学校施設環境改善事業（公立学校の耐震化等）	19	道路事業（道路の防災・震災対策等）
3	幼稚園等の複合化・多機能化推進事業	20	災害公営住宅整備事業 （災害公営住宅整備事業、災害公営住宅用地取得造成費等補助事業等）
4	埋蔵文化財発掘調査事業	21	災害公営住宅家賃低廉化事業
<b>厚生労働省</b>			
5	医療施設耐震化事業	22	東日本大震災特別家賃低減事業【新規】
6	介護施設復興まちづくり整備事業【新規】 （「定期巡回・随時対応サービス」や「訪問看護ステーション」の整備等）	23	公営住宅等ストック総合改善事業（耐震改修、エレベーター改修）
7	保育所等の複合化・多機能化推進事業	24	住宅地区改良事業（不良住宅除去、改良住宅の建設等）
<b>農林水産省</b>			
8	農山漁村地域復興基盤総合整備事業 （集落排水等の集落基盤、農地等の生産基盤整備等）	25	小規模住宅地区改良事業（不良住宅除去、小規模改良住宅の建設等）
9	農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業 （被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点整備等）	26	住宅市街地総合整備事業（住宅市街地の再生・整備）
10	震災対策・戦略作物生産基盤整備事業 （麦・大豆等の生産に必要な水利施設整備等）	27	優良建築物等整備事業（市街地住宅の供給、任意の再開発等）
11	被災地域農業復興総合支援事業（農業用施設整備等）	28	住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物耐震改修事業）
12	漁業集落防災機能強化事業（漁業集落地盤嵩上げ、生活基盤整備等）	29	住宅・建築物安全ストック形成事業（がけ地近接等危険住宅移転事業）
13	漁港施設機能強化事業（漁港施設用地嵩上げ、排水対策等）	30	造成宅地滑動崩落緊急対策事業【新規】
14	水産業共同利用施設復興整備事業 （水産業共同利用施設、漁港施設、放流用種苗生産施設整備等）	31	津波復興拠点整備事業【新規】
15	農林水産関係試験研究機関緊急整備事業	32	市街地再開発事業
16	木質バイオマス施設等緊急整備事業	33	都市再生区画整理事業（被災市街地復興と地区区画整理事業等）
<b>国土交通省</b>			
17	道路事業（市街地相互の接続道路）	34	都市再生区画整理事業（市街地液状化対策事業）
		35	都市防災推進事業（市街地液状化対策事業）
		36	都市防災総合推進事業（津波シミュレーション等の計画策定等）
		37	下水道事業
		38	都市公園事業
		39	防災集団移転促進事業
		<b>環境省</b>	
		40	低炭素社会対応型浄化槽集中導入事業